

◎監査委員事務局長（北川外喜男君） 不適正経理を未然に防止する手だてとして、どのような内部統制システムを運用してきたかとの御質問にお答えいたします。

地方公共団体の現金につきましては、先ほども市長が申し上げましたとおり、事故または不正の防止のため、毎月監査委員による現金出納検査が義務づけられております。各種の検査資料をもとに、現金の帳じりと現金残高の確認を行っております。

過去の不祥事につきましては、一たん市の口座を離れた団体の活動費であったわけですが、以来、再発の防止に向けて管理の徹底的な見直しが行われており、特に会計事務にかかわるものは、二重、三重に点検するなど、チェック体制の強化が図られております。

具体的には、報酬や委託業務費等の支出方法の改善あるいは通帳や印鑑の保管体制の見直しなど、いろいろな未然防止策が講じられております。

また、こうした個人的な不正行為のみならず、会計検査院が指摘しているように、組織的・慣習的な不適正経理を防止するためにも、今後、執行機関の内部に事務処理の適正化を確保するための新たなシステムの構築について検討する必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。